

平成30年「台風21号」に係る吹田市被災者支援制度一覧

1 住まいに関すること

No.	支援制度名	対象者	建物被害の要件 (●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (吹田市の市外局番は06)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
1	住家の損傷を証明【り災証明書】	住家を損傷し、被害調査に基づく、証明を必要とする方	●	●	●	●	被災者からの申請に基づき、被害認定調査を実施し、調査結果に基づきり災証明書を交付します。 ①申告受付・調査 ※令和元年6月28日で終了 ②証明書交付	①資産税課 TEL:6384-1245 FAX:6368-7344 ②市民課 TEL 6384-1147 FAX 6368-7346 山田出張所 TEL 6877-0813 千里丘出張所 TEL 6877-0330 千里出張所 TEL 6871-0227
		住家を損傷し、自己判定方式による証明を必要とする方	-	-	-	●	自己判定方法による一部損壊の、り災証明書を即日交付します。 ①被害申告受付 ②証明書交付 郵送での申告を希望される方は、資産税課宛に。受領後随時、市民課から証明書を発送いたします。 ※令和元年6月28日で終了	①資産税課 TEL:6384-1245・1246・1247 FAX:6368-7344 ②市民課 TEL 6384-1147 FAX 6368-7346
2	動産等の被害の届出があったことを証明【り災届出証明書】	動産等を損傷し、証明を必要とする方	要件なし				被災者からの届出に基づき、動産等の被害の届出があったという証明書を交付します。	市民課 TEL 6384-1147 FAX 6368-7346 山田出張所 TEL 6877-0813 千里丘出張所 TEL 6877-0330 千里出張所 TEL 6871-0227
3	ブルーシート及び土のう袋の無償配布 ※終了しました	家屋の被害がある方	要件なし				屋根の雨漏りや瓦の落下防止対策などで必要な方に配布します。	地域経済振興室 TEL 6384-1356 FAX 6384-1292
4	がれき等の処分	処分にお困りの方	要件なし				市職員が現地の状況を確認したうえで、対応します。ただし、解体及び改修工事に伴って発生するがれきは、対象外とします。 ※災害がれき等の受付は平成30年12月28日(金)で終了	事業課 TEL 6832-0026 FAX 6832-0092 破碎選別工場 TEL 6877-7515 FAX 6876-6185
5	建築相談	吹田市内の個人住宅所有者	要件なし				一級建築士による無料相談会を開催します。(事前予約制:1件60分)	開発審査室 TEL 6384-1910 FAX 6368-9901

No.	支援制度名	対象者	建物被害の要件 (●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (吹田市の市外局番は 06)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
6	被害を受けた家屋の修繕	家屋の修繕にお困りの方	要件なし				大阪府の基準を満たしたリフォーム事業者の登録団体を紹介します。 (大阪府住宅リフォームマイスター制度)	住宅政策室 TEL6384-1928 FAX6368-9902
7	住宅相談窓口	台風で被害を受けた住宅の所有者等	要件なし				空家・融資等の住宅に関する情報提供	住宅政策室 TEL6384-1928 FAX6368-9902
8	倒壊による、ブロック塀等の道路へのはみだし	お困りの方	要件なし				通学路に倒壊物があれば、指導室へご連絡ください。	指導室 TEL 6155-8229 FAX 6155-8872
9	生垣等緑化推進助成制度	生垣の設置を目的に、ブロック塀を撤去される方。生垣の設置のみも可。	要件なし				生垣の設置費用の一部、及び生垣を設置するためのブロック塀撤去費用の一部を助成します。必ず、 <u>工事着工前</u> にご相談ください。	公園みどり室 TEL 6834-5364 FAX 6834-5486
10	台風による室内等の整理	整理にお困りの方 (事業所は対象外)	要件なし				「災害ボランティアセンター」でのボランティアの派遣要請は、平成30年9月21日(金)をもって終了。	吹田市社会福祉協議会 TEL 6339-1254又は 1205 FAX 6339-1202
11	被災者向け住まいの相談専門ダイヤル	台風で被害を受けた住宅の所有者等	要件なし				損壊の状況や持ち家、借家の種別に応じて復旧や再建に関する相談、情報提供を無料で行います。	大阪府都市居住課 TEL 6944-7907
12	一部損壊等住宅修繕支援制度	台風で被害を受けた住宅	—	●	●	●	今回の台風によって一部損壊以上の被害を受けた住宅に対し、修繕に要した工事費の額(税込)に応じて一定の支援金を支給します(既に工事を完了している場合も対象となります)。 支給金額 工事費30万円以上50万円未満は支給額3万円。 工事費50万円以上は支給額5万円。 ※所得による制限はありません。 ※共同住宅の区分所有者も支給対象とします。	住宅政策室 TEL 6384-1927 FAX 6368-9902

2 様々な相談窓口に関すること

No.	支援制度名	対象者	建物被害の要件 (●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (吹田市の市外局番は 06)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
1	法律相談	お困りの方	要件なし				台風21号による被災に関する各種法律の 電話相談 ①月～土曜日10:00～15:00 (相談料無料。ただし、通話料は自己負担) ②土・日・祝日を除く毎日 13:00～16:00 (平成30年10月12日まで) ③吹田市では、毎週火・金曜日13:00～16: 30で対面にて実施(相談料無料)	①大阪弁護士会 TEL 6364-2046 ②大阪司法書士会 TEL 6949-5605 ③市民総務室 TEL 6385-8181(相談 日前予約要) FAX 6385-8300
2	消費生活に関する相談	お困りの方	要件なし				被災者からの申請に基づき、被害認定調査 を実施し、調査結果に基づき災証明書を 交付します。 ①申告受付・調査※令和元年6月28日で終了 ②証明書交付	消費生活センター TEL 6319-1000 FAX 6319-1500
3	地域包括支援センター	お困りの高齢者	要件なし				健康上の心配ごとや介護や福祉に関する 心配ごとを、各地域包括支援センターで、電 話や訪問により相談を受けます。	別表のとおり
4	高齢者サポートダイヤル	お困りの高齢者	要件なし				市役所が開庁していない時間帯で、健康上 の心配ごとや介護や福祉に関する心配ごと について、電話相談を受けます。	高齢者サポートダイ ヤル TEL 0120-256594
5	こころや健康に関する支援	お困りの方	要件なし				こころの問題について、専門家による相談 を行います。 相談時間:月・火・木・金(祝日・年末年始を 除く) 9:30～17:00 健康上ご心配なことがあれば、保健師等に よる電話相談を行います。 相談時間:平日 9:00～17:30	大阪府こころの健康相 談センター ＜こころの電話相談＞ TEL 6607-8814 保健センター ＜健康電話相談＞ TEL 6339-1212 FAX 6339-7075
6	ボランティアの要請	台風により被害を受けた方 (事業所は対象外)	要件なし				「災害ボランティアセンター」でのボランティ アの派遣要請は、9月21日(金)をもって終 了します。	吹田市社会福祉協議 会 TEL 6339-1254又は 1205 FAX 6339-1202

(別表)

	地域包括支援センター名称	連絡先	担当地域
JR 以南	吹一・吹六 (内本町 地域保健福祉センター)	内本町 2-2-12 内本町コミュニティセンター内 TEL 06-6317-5461 FAX 06-6317-5469	寿町・中の島町・西御旅町・東御旅町 内本町・元町・朝日町・川岸町 清和園町・南清和園町
	吹三・東	幸町 22-5 特別養護老人ホームハピネスさんあい内 TEL 06-4860-8338 FAX 06-4860-8233	高浜町・南高浜町・昭和町・高城町 未広町・日の出町・川園町・吹東町 幸町・南正雀・平松町・目俣町
片山 岸部	片山	山手町 1-1-1 吹田特別養護老人ホーム高寿園内 TEL 06-6310-7112 FAX 06-6310-7115	片山町・原町2・出口町・藤が丘町 朝日が丘町・山手町・上山手町 天道町
	岸部	岸部北 1-24-2 介護老人保健施設ウエルハウス協和内 TEL 06-6310-8626 FAX 06-6310-8627	岸部北・岸部南・岸部中・岸部新町 原町1、3、4・芝田町
豊津 江坂 南吹田	南吹田	穂波町 21-23-103 TEL 06-6155-5114 FAX 06-6155-5663	泉町・西の庄町・金田町・南金田 南吹田・穂波町
	豊津・江坂	江坂町 4-20-1 特別養護老人ホームエッセンスグリーン内 TEL 06-6310-9705 FAX 06-6368-6005	垂水町・江坂町1～4・豊津町 江の木町・芳野町・広芝町
千里山 佐井寺	千里山東・佐井寺	千里山高塚2-11 TEL 06-6386-5455 FAX 06-6386-5477	千里山霧が丘・千里山星が丘 千里山虹が丘・千里山月が丘 千里山松が丘・千里山高塚・千里山東 竹谷町・佐井寺・佐井寺南が丘
	千里山西	千里山西 1-41-15 コート千里山Ⅲ TEL 06-6310-8060 FAX 06-6310-8561	千里山西・千里山竹園・春日・円山町 江坂町5
山田 千里丘	亥の子谷 (亥の子谷 地域保健福祉センター)	山田西 1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内 TEL 06-4864-8551 FAX 06-4864-8550	山田東1・山田西1・山田南 五月が丘東・五月が丘西 五月が丘南・五月が丘北
	山田	山田東2-31-5 グループホームたんぽぽ内 TEL 06-6155-5089 FAX 06-6155-5527	山田東2～4、山田西2～4・山田北
	千里丘	長野東 12-32 ケア21千里丘内 TEL 06-6876-5021 FAX 06-6875-5621	樫切山・山田市場・尺谷・長野東 長野西・千里丘上・千里丘中・千里丘下 千里丘西・千里丘北・新芦屋上 新芦屋下・清水・青葉丘南・青葉丘北
千里 ニュー タウン 万博 阪大	桃山台・竹見台 (千里ニュータウン 地域保健福祉センター)	津雲台 1-2-1 千里ニュータウンプラザ 5階 TEL 06-6873-8870 FAX 06-6873-8871	津雲台1・桃山台・竹見台
	佐竹台・高野台	佐竹台 2-3-1 特別養護老人ホーム青藍荘内 TEL 06-6871-2203 FAX 06-6871-2380	佐竹台・高野台
	古江台・青山台	古江台 3-9-3 ケアハウスシャロン千里内 TEL 06-6872-0507 FAX 06-6872-0503	古江台・青山台
	津雲台・藤白台	津雲台 4-7-2 介護老人保健施設つくも内 TEL 06-7654-5350 FAX 06-7654-5267	津雲台2～7・藤白台・上山田 千里万博公園・山田丘

基幹型地域包括支援センター

市役所内にあり、上記15か所のセンターの
総合調整、後方支援を行います。

泉町1-3-40 吹田市役所内 低層棟1階 高齢福祉室内
TEL06-6384-1360 FAX06-6368-7348

3 減免制度に関すること

No.	支援制度名	対象者	建物被害の要件 (●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (吹田市の市外局番は 06)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
1	各種証明書の 発行手数料の 免除	台風により一定以上の 被害にあった方	●	●	●	●	【手数料が免除される証明書】 ①り災証明書 被災者からの申請に基づき、被害認定 調査を実施し、調査結果に基づきり災証 明書を交付します。 ①申告受付・調査※令和元年6月28日 で終了 ②証明書交付	①② 市民課 TEL:6384-1147 FAX:6368-7346 山田出張所 TEL:6877-0813 千里丘出張所 TEL:6877-0330 千里出張所 TEL:6871-0227
2	市税の減免・徴 収の猶予	台風により一定以上の 被害にあった方	▲	▲	▲	▲	①市民税の減免 台風により住宅又は家財に損害を受け られた場合で、個人住民税の納付が困 難な方は、減免される場合があります。	①市民税課 TEL:6384-1248 FAX:6368-7344
			▲	▲	▲	—	②固定資産税の減免 災害により、住家に半壊以上等の被害 を受けた場合、納期未到来分(納期限 が災害日以降である分)について、程 度に応じて減免を受けられる場合があ ります。 ③徴収の猶予 災害により納付することができないと認 められるときには、1年以内の期間に 限り徴収を猶予できる場合があります。	②資産税課 TEL:6384-1245・ 1247 FAX:6368-7344 ③納税課 TEL:6384-1331・ 1332 FAX:6368-7344
3	国民年金保険 料の免除等	台風により一定以上の 被害にあった方	●	●	●	—	日本年金機構の審査により承認され れば、年金保険料納付が免除(猶予)さ れます。	吹田年金事務所 6821-2401 国民年金課 TEL:6384-1209 FAX:6368-7346
4	保育所等利用 者負担の減免	災害により一定以上の 被害にあった方	●	●	●	▲	被災した方は、保育所等の利用者負担 の減免を受けられる場合があります。	保育幼稚園室 TEL:6384-1592 FAX:6384-2105
5	介護保険料の 減免	災害により一定以上の 被害にあった方	●	●	●	—	介護保険料が減免になる場合があります。	高齢福祉室(介護保 険グループ) TEL:6384-1343 FAX:6368-7348
6	介護保険サー ビス利用料の 減免	災害により一定以上の 被害にあった方	●	●	●	—	被災された方で、介護保険サービスに ついて利用者負担のある方に対し、利 用者負担の免除を行います。	高齢福祉室(介護保 険グループ) TEL:6384-1341 FAX:6368-7348
7	国民健康保険 料の減免	災害により一定以上の 被害にあった方	●	●	●	—	災害の被害状況に応じて減免が受けら れる場合があります。	国民健康保険室 TEL:6384-1241 FAX:6368-7347

No.	支援制度名	対象者	建物被害の要件 (●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (吹田市の市外局番は 06)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
8	国民健康保険料の分割納付・納付猶予	災害により一定以上の被害にあった方	▲	▲	▲	▲	災害の被害状況に応じて分割納付・納付猶予が受けられる場合があります。	国民健康保険室 TEL:6384-1240 FAX:6368-7347
9	国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の減免及び徴収猶予	災害により一定以上の被害にあった方	▲	▲	▲	▲	被災された国民健康保険の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が減免または徴収猶予される場合があります。 ※事前に市窓口で証明書の交付を受ける必要があります。 ※所得制限があります	国民健康保険室 TEL:6384-1337 FAX:6368-7347
10	後期高齢者医療保険料の減免	災害により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。	国民健康保険室 TEL:6384-1241 FAX:6368-7347
11	後期高齢者医療保険料の分割納付・納付猶予	災害により一定以上の被害にあった方	▲	▲	▲	▲	災害の被害状況に応じて分割納付・納付猶予が受けられる場合があります。	国民健康保険室 TEL:6384-1240 FAX:6368-7347
12	後期高齢者医療の一部負担金(窓口負担)の免除及び徴収猶予	災害により一定以上の被害にあった方	▲	▲	▲	—	被災された後期高齢者医療の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除または徴収猶予される場合があります。 ※事前に市窓口で証明書の交付を受ける必要があります。	国民健康保険室 TEL:6384-1337 FAX:6368-7347

4 見舞金等のこと								
No.	支援制度名	対象者	建物被害の要件 (●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (吹田市の市外局番は06)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
1	災害見舞金	災害により亡くなった方のご遺族(災害弔慰金)	要件なし				弔慰金:1人 5万円	生活福祉室 TEL 6384-1334 FAX 6368-7348
		災害により重症を負った方	要件なし				被災者からの申請に基づき、被害認定調査を実施し、調査結果に基づき災証明書を交付します。 ①申告受付・調査※令和元年6月28日で終了	
		災害により住家に一定以上の被害を受けた方	●	●	●	—	住家の全壊(全焼):5万円 住家の半壊(半焼):3万円	
2	災害救助資金の貸付	災害により著しい被害にあわれた世帯主 ※所得の要件があります。	●	●	●	●	【貸付限度額】 30万円 【貸付条件】 原則として市内に居住する連帯保証人1名必要 利率:無利子 償還期間:2年(据置期間含む)	生活福祉室 TEL 6384-1334 FAX 6368-7348
3	災害援護資金の貸付	世帯主が負傷又は住家(半壊又は全壊)、家財に被害を受けた方 ※所得の要件に上限があります。	●	●	●	—	【貸付限度額】 被災の状況(世帯主の負傷の有無、住家等の被害)によって、150万円～350万円 【貸付条件】 利率:年3%(据置期間中無利子)償還期間:10年(据置期間含む)据置期間:3年(特別の場合5年) (災害救助法適用等の条件あり)	生活福祉室 TEL 6384-1334 FAX 6368-7348
4	介護保険特定福祉用具の再購入	災害により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方	●	●	●	—	※購入の前に事前相談が必要です。	高齢福祉室(介護保険グループ) TEL:6384-1341 FAX:6368-7348
5	福祉資金貸付制度	住宅の補修費、自立のための臨時経費が必要な方	低所得世帯、介護を要する65歳以上の世帯及び罹災証明をお持ちの方など				社会福祉協議会で、資金の貸付について相談をすることができます。	吹田市社会福祉協議会 TEL 6339-1254又は1205 FAX 6339-1202

5 中小企業・小規模事業者支援のこと

No.	支援制度名	対象者	建物被害の要件 (●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (吹田市の市外局番は 06)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
1	被災中小企業・ 小規模事業者 相談	今般の台風により、被災した中小企業・小規模事業者の方	要件なし				融資等について、随時相談を実施します。 ※近畿経済産業局等でも、特別相談窓口を設置しています。(地域経済振興室ホームページ参照)	地域経済振興室 TEL6384-1356 FAX6384-1292
2	災害に関する 融資相談窓口	今般の台風により、被災した中小企業・小規模事業者の方	要件なし				被災者からの申請に基づき、被害認定調査を実施し、調査結果に基づき災証明書を交付します。 ①申告受付・調査※令和元年6月28日で終了 ②証明書交付	〈相談窓口〉 日本政策金融公庫 TEL(吹田支店) 06-6319-2061 商工組合中央金庫 TEL(大阪支店) 06-6532-0309 (堺支店)072-232-9441 (梅田支店)06-6372-6551 (船場支店)06- 6261-8431 (箕面船場支店)072-729-9181 (東大阪支店)06-6746- 1221 ※商工組合中央金庫については、取引先が窓口となります。 【市の担当窓口】 地域経済振興室 TEL6384-1356 FAX6384-1292